

# 自転車の交通ルール＆マナー

一人ひとりが自転車の交通ルールとマナーについて再確認し、安全運転に心がけましょう！  
(土木管理課)

## ◆ 自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

## ◆ 危険な違反行為 15項目

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 通行区分違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 遮断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 酒酔い運転
- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 安全運転義務違反
- 妨害運転

高石警察署



高石警察署交通課  
交通総務係  
古川 倫子 巡査長

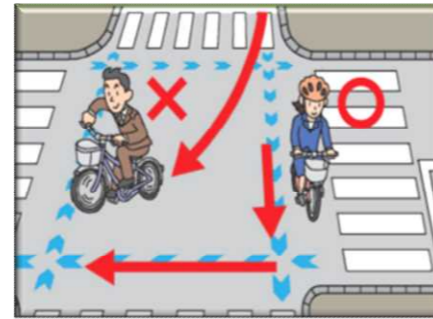
自転車はくるまの仲間です。

高石市は、面積11.30km<sup>2</sup>と藤井寺市に次いで府下で2番目に小さい市です。交通事故件数も他の市と比べて多くはないものの、約4割が自転車に関連しています。

自転車はくるまの仲間です。一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故のない高石市にしましょう。

## ◆ 自転車の交通ルール

### ◆交差点で右折するとき



できるだけ道路の左端によって交差点の向こう側までまっすぐ進み、十分速度をおとして曲がらなければなりません。

### 二段階右折

信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐ進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

### ◆道路の横断

#### ○自転車横断帯



道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、それによって横断しなければなりません。交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を進行しなければなりません。

#### ○横断歩道

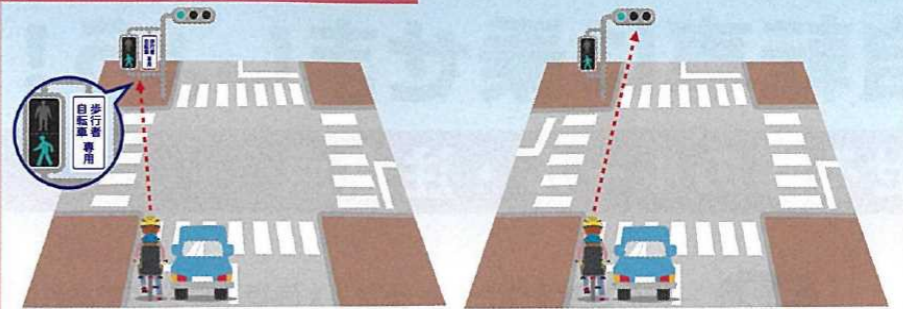
(自転車横断帯が設置されていない)



横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断歩道上に歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、自転車から降りて押して横断するようにしてください。

### ◆自転車に従うべき信号

#### 信号を守りましょう



「歩行者・自転車専用」の標示板がある場合

→ 歩行者用の信号に従う

「歩行者・自転車専用」の標示板がない場合

→ 車両用の信号に従う\*

※ただし、歩道を走っているときは歩行者用の信号に従う

### 自転車事故を補償する保険に加入しましょう！

大阪府では、平成28年4月1日に大阪府自転車条例が施行されました。これにより、大阪府内で自転車を利用する場合、自転車保険(自転車損害賠償保険等)への加入が義務付け(平成28年7月1日から)されています。

### ～～ 自転車用ヘルメットを着用しよう！ ～～

#### 自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助します

自転車を利用する市民の事故による頭部の受傷を防止するために自転車用ヘルメットの普及を目的とし、中学生以下の子どもや小学生以下の保護者や高齢者(65歳以上)にヘルメットの着用を促進するため、自転車用ヘルメット購入費(上限2000円)を補助しています。

ぜひ、ご利用ください！

高石市 土木部 土木管理課 交通公園係  
〒592-8585  
大阪府高石市加茂4丁目1番1号  
電話：072-275-6478 FAX：072-275-6482